

亀山市告示第72号

亀山市放置自転車等の適正な移動等に関する要綱（平成26年亀山市告示第137号）第5条第3項の規定により放置自転車等を保管したので、同告示第6条第1項の規定により、次のとおり告示する。

なお、当該放置自転車等の利用者等は、亀山市産業建設部用地管理課に申し出ること。

令和元年10月23日

亀山市長 櫻井義之

第1

- 1 放置自転車等の型式 自転車（不明）
- 2 車体番号 B7X58667
- 3 保管場所 亀山市野村町37番地3 土木資材倉庫
- 4 保管期間 令和元年10月8日から令和2年1月31日まで
- 5 保管期間を経過した場合には、処分を行う。
- 6 その他の事項
 - (1) 色 水色
 - (2) 防犯登録 三重県警察 10-E-06052
 - (3) 電動アシスト付き自転車

第2

- 1 放置自転車等の型式 自転車（不明）
- 2 車体番号 S9E17156
- 3 保管場所 亀山市野村町37番地3 土木資材倉庫
- 4 保管期間 令和元年10月8日から令和2年1月31日まで
- 5 保管期間を経過した場合には、処分を行う。
- 6 その他の事項
 - (1) 色 白
 - (2) 防犯登録 愛知県警察 09-コ-47842

第 3

- 1 放置自転車等の型式 自転車（不明）
- 2 車体番号 不明
- 3 保管場所 亀山市野村町 3 7 番地 3 土木資材倉庫
- 4 保管期間 令和元年 1 0 月 8 日から令和 2 年 1 月 3 1 日まで
- 5 保管期間を経過した場合には、処分を行う。
- 6 その他の事項
 - (1) 色 黒
 - (2) 防犯登録 三重県警察 0 8 - K - 1 8 8 9 7
 - (3) 折畳み自転車

第 4

- 1 放置自転車等の型式 自転車（不明）
- 2 車体番号 S V S L 0 4 1 0 6
- 3 保管場所 亀山市野村町 3 7 番地 3 土木資材倉庫
- 4 保管期間 令和元年 1 0 月 8 日から令和 2 年 1 月 3 1 日まで
- 5 保管期間を経過した場合には、処分を行う。
- 6 その他の事項
 - (1) 色 青
 - (2) 防犯登録 三重県警察 0 8 - K - 4 9 3 0 2

第 5

- 1 放置自転車等の型式 自転車（不明）
- 2 車体番号 G 1 7 0 7 0 3 9 9 3
- 3 保管場所 亀山市野村町 3 7 番地 3 土木資材倉庫
- 4 保管期間 令和元年 1 0 月 8 日から令和 2 年 1 月 3 1 日まで
- 5 保管期間を経過した場合には、処分を行う。
- 6 その他の事項
 - (1) 色 緑

(2) 防犯登録 三重県警察 0 8 - K - 4 0 7 4 7

(3) 折畳み自転車